

# 退職金規程

コンピュータ・レスキュー株式会社

(目 的)

第 1 条 この規程は、従業員の退職金に関する事項を定めたものである。

(退職金の種類)

第 2 条 退職金は入社時加入退職金と追加退職金の 2 本立てとする。

(入社時加入退職金)

第 3 条 本退職金の支給は、会社が各社員について（財）川口勤労福祉サービスセンター（以下「甲」という）との間に、退職金共済契約を締結することによって行うものとする。掛金は毎月会社が甲に支払うものとする、本人負担は本制度利用するにあたり月額 600 円とする。

- 1 掛金月額は役職ごとに会社が指定する金額とする。
- 2 対象は試用期間を終了した正社員とする。
- 3 支給は本人が甲に申請し、甲の規定によるものとする。
- 4 本退職金の支給金額は甲の規定に従うものとする。
- 5 受取の方法は甲の規定に従うものとする。
- 6 本退職金は、会社都合により本制度を廃止した場合は甲の規定に従うものとする。

(追加退職金)

第 4 条 本退職金の支給は、会社が各社員について契約保険会社（以下「乙」という）との間に、契約を締結することによって行うものとする。掛金は毎月会社が乙に支払うものとし、本人負担はないものとする。

- 1 掛金月額は会社が乙と決定する。
- 2 対象は次の各号を全て満たした正社員とする。
  - (1) 毎年 4 月 1 日時点で勤続 10 年以上のもの
  - (2) 毎年 4 月 1 日時点で過去 1 年以内に健康診断を受診しており、診断結果を総務部宛提出済みのもの
  - (3) 乙の審査に合格したもの
- 3 支給は次の各号いずれかに該当した場合とする。
  - (1) 定年を迎え、取締役会により過半数の賛成があった場合
  - (2) 死亡した場合
- 4 本退職金の支給金額は会社と乙の契約によるものとする。
- 5 受取の方法は満期保険金受取人である会社が受取り、乙から会社へ支払われる金額を、会社から本人に支給する。ただし、本人が死亡した場合は、死亡保険金受取人に指定された法定相続人へ、乙より直接支給される。

6 本退職金は、会社都合により本制度を廃止した場合は支払われない

(付 則)

この規程は、令和4年7月1日から施行する。